

平 30.10.23  
総 19 - 3

# 説 明 資 料

〔個人所得課税〕

平成 30 年 10 月 23 日 (火)

財 務 省

# 目 次

1.	「論点整理」で示された方向性 .....	P 3
2.	老後に備える資産形成について	
	(1) 高齢者の所得・貯蓄等の状況 .....	P 5
	(2) 諸制度の概観 .....	P 12
3.	企業年金・個人年金等に係る税制について ...	P 16
4.	貯蓄・投資等に係る税制について .....	P 29

# 1. 「論点整理」で示された方向性

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」  
(平成27年11月・政府税制調査会)において取りまとめた方向性

老後の生活に備えるための個人の自助努力に関連する現行の税制上の仕組みである

- ・ 財形年金貯蓄やNISAなどの金融所得に対する非課税制度
- ・ 企業年金・個人年金等に関連する諸制度

について、以下の検討を進める。

- 就労形態や対象となる金融商品に応じて利用できる制度が細分化されており、個人の働き方やライフコースによって、受けられる税制上の支援の大きさが異なっている。個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に、幅広く検討。
- その際、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担の確保や、高齢化の進展、貯蓄率の低下等の構造変化を踏まえて検討。
- また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえて検討。
- 金融所得に対しては、他の所得と分離して比例的な税率で課税するとともに損益通算の範囲を拡大する金融所得課税の一体化の取組が進められてきた。今後とも、グローバルに移動する資本から生じる所得に対して累進的な税負担を求めることは難しいことも踏まえ、金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意。

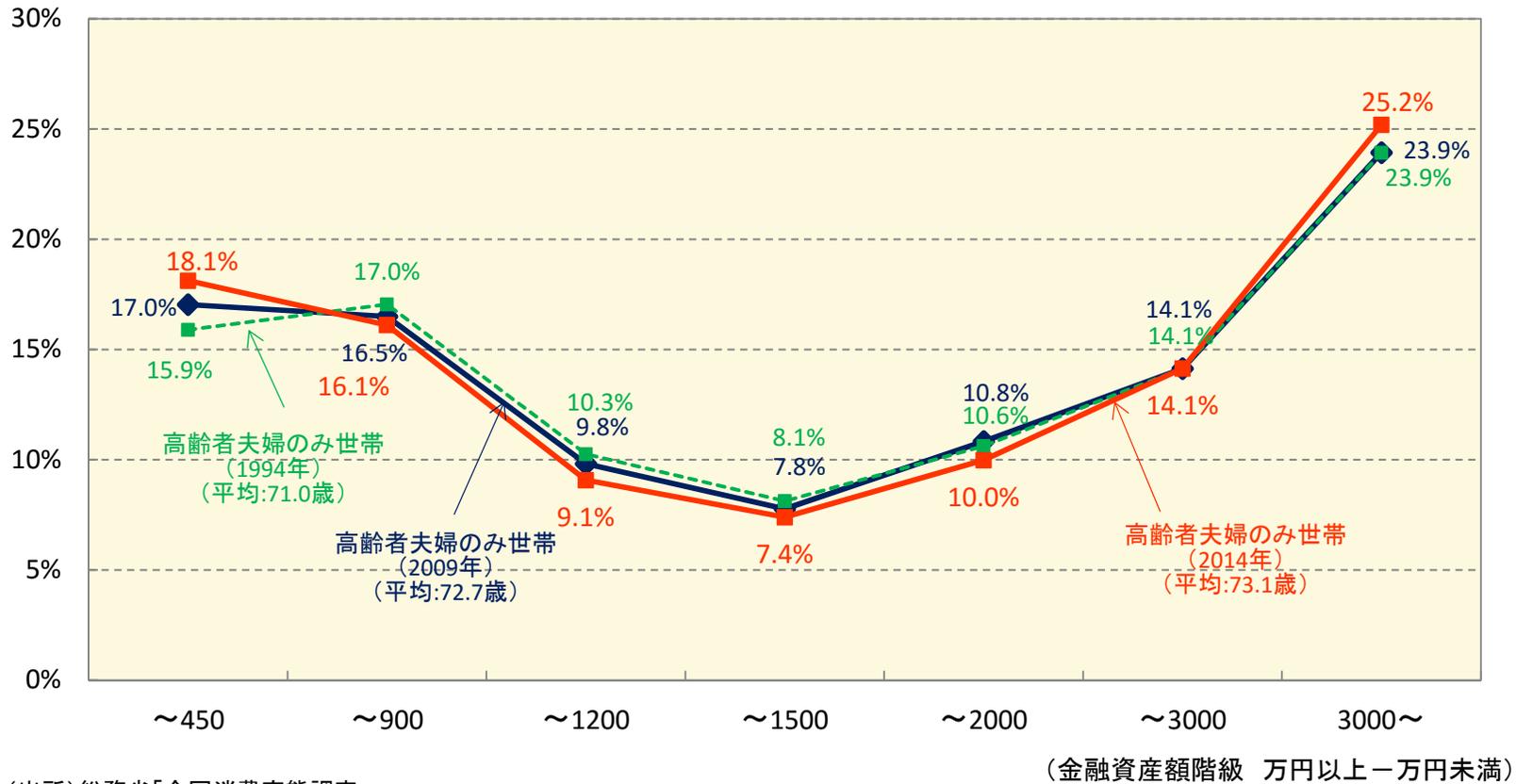
## 2. 老後に備える資産形成について

### (1) 高齢者の所得・貯蓄等の状況

## 高齢者世帯の貯蓄の状況

- 高齢者夫婦のみ世帯の金融資産額の世帯数分布を見ると、金融資産額3,000万円以上の世帯の割合が最も大きい。  
一方、2番目に多いのは金融資産額450万円未満の世帯であり、その割合は徐々に増加している。

(世帯数分布)



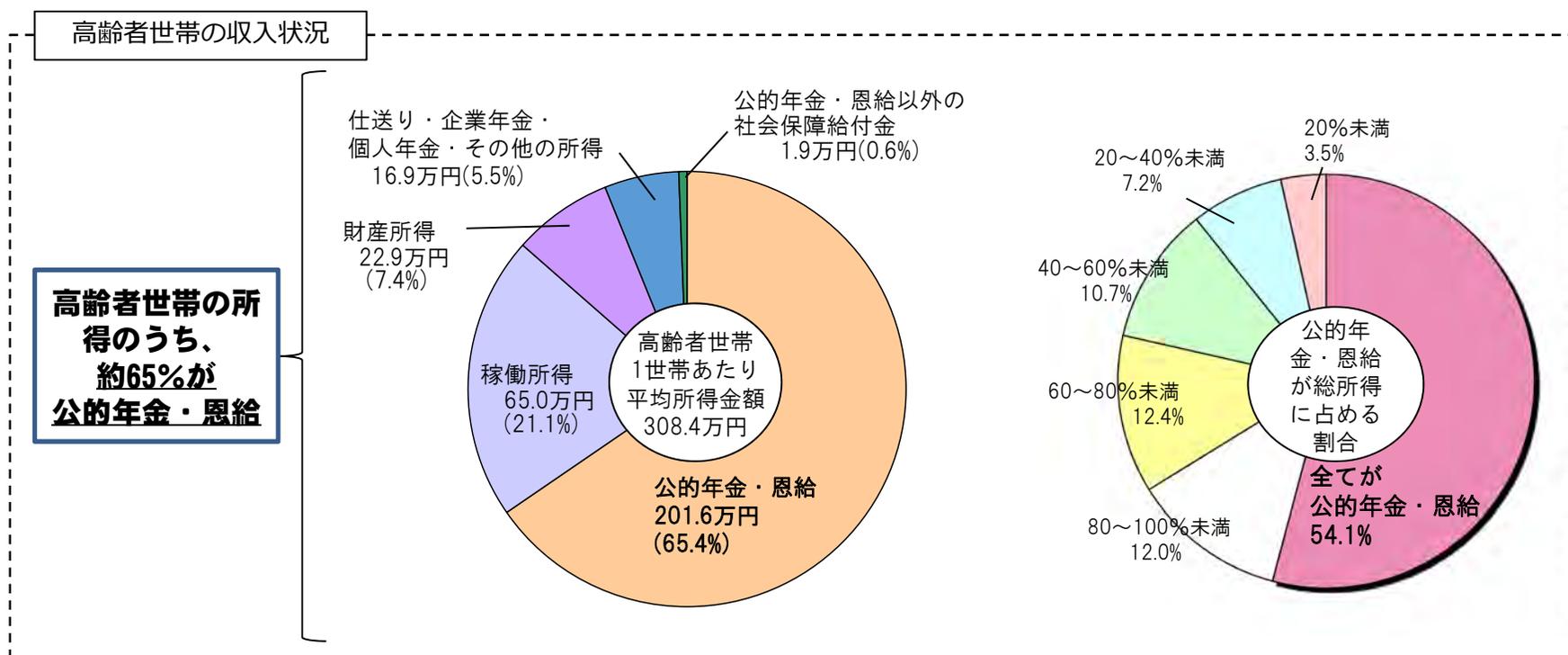
(出所)総務省「全国消費実態調査」

(注)高齢者夫婦のみ世帯は、「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

# 公的年金の現状

□ 高齢者世帯<sup>(※)</sup>の収入の65%を公的年金が占めている現状である。また、高齢者世帯の50%強は公的年金のみで生活している現状である。

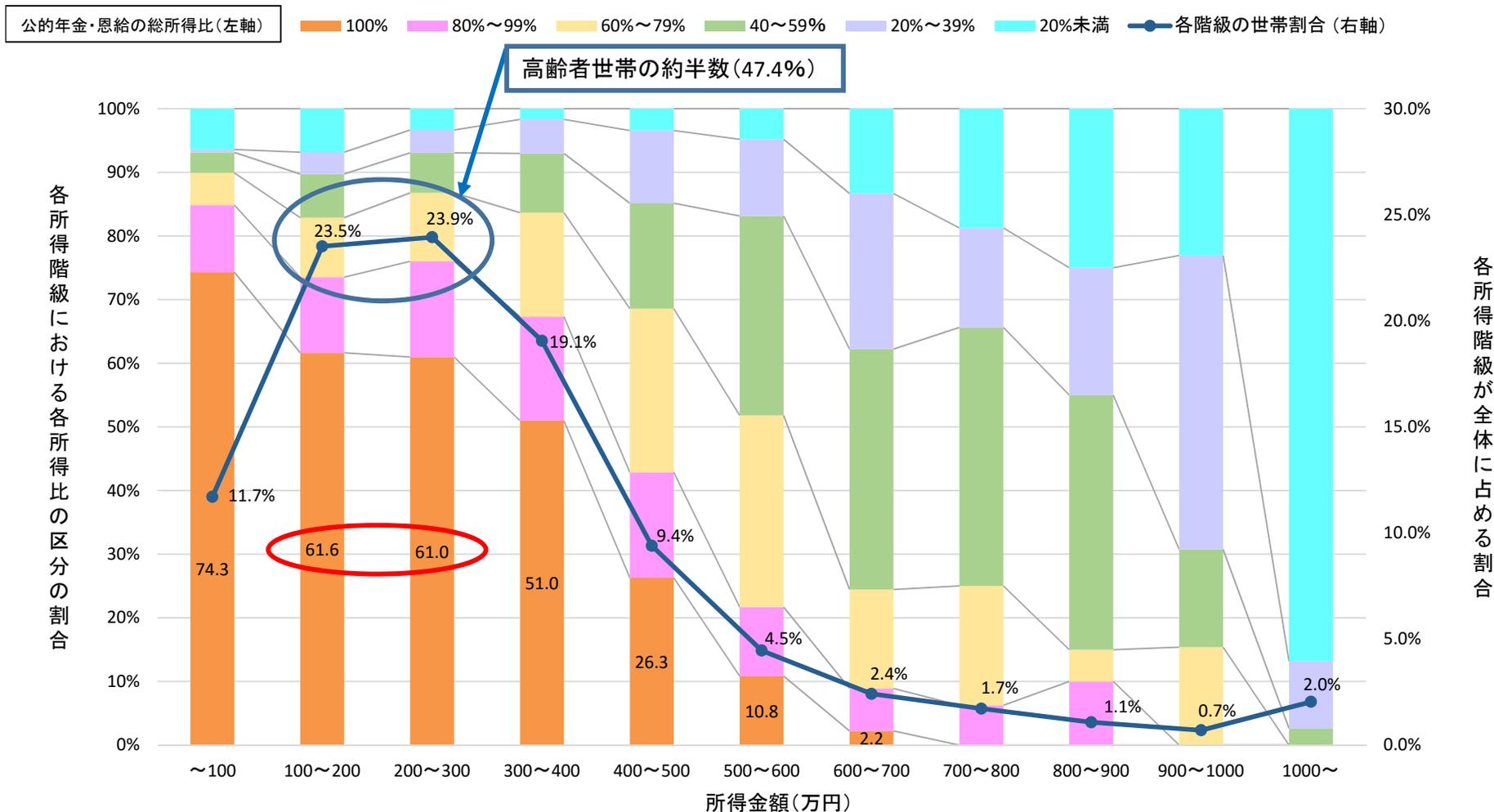
(※) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯を言う。下記では、高齢者世帯のうち、公的年金・恩給を受給している世帯を示している。



(出所) 厚生労働省 平成28年「国民生活基礎調査」

## 所得金額階級別 公的年金等が総所得に占める割合（高齢者世帯）

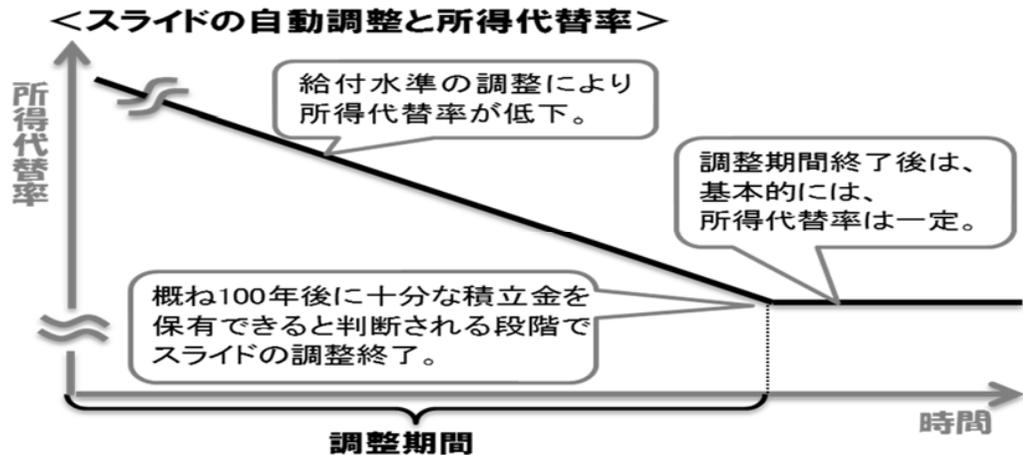
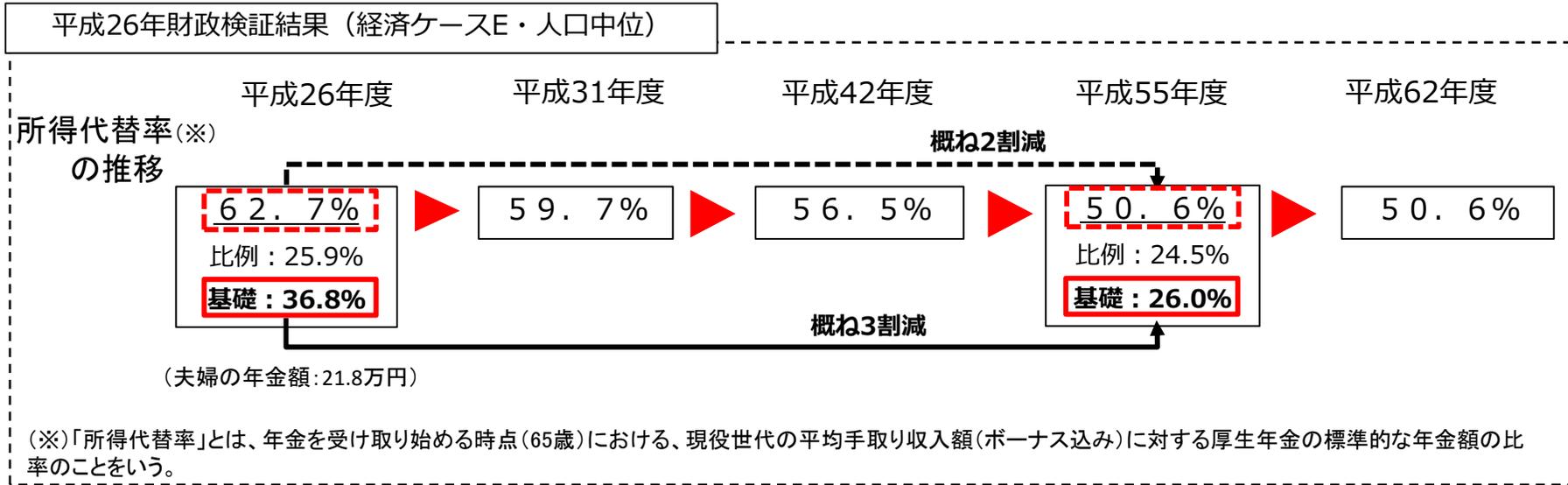
- 高齢者世帯の約半数が所得金額100万円～300万円。このうち6割以上の世帯は、所得が公的年金のみ。
- 所得の多い高齢者世帯では、公的年金が総所得に占める割合は低下。その他の様々な収入源から生活していることが窺える。



(出所)平成29年国民生活基礎調査(厚生労働省)第106表「高齢者世帯数、公的年金・恩給の総所得に占める割合・所得金額階級別」  
 (注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。  
 (注2) 公的年金・恩給を受給していない高齢者世帯は、「20%未満」に含めている。

# マクロ経済スライドと所得代替率の見込み

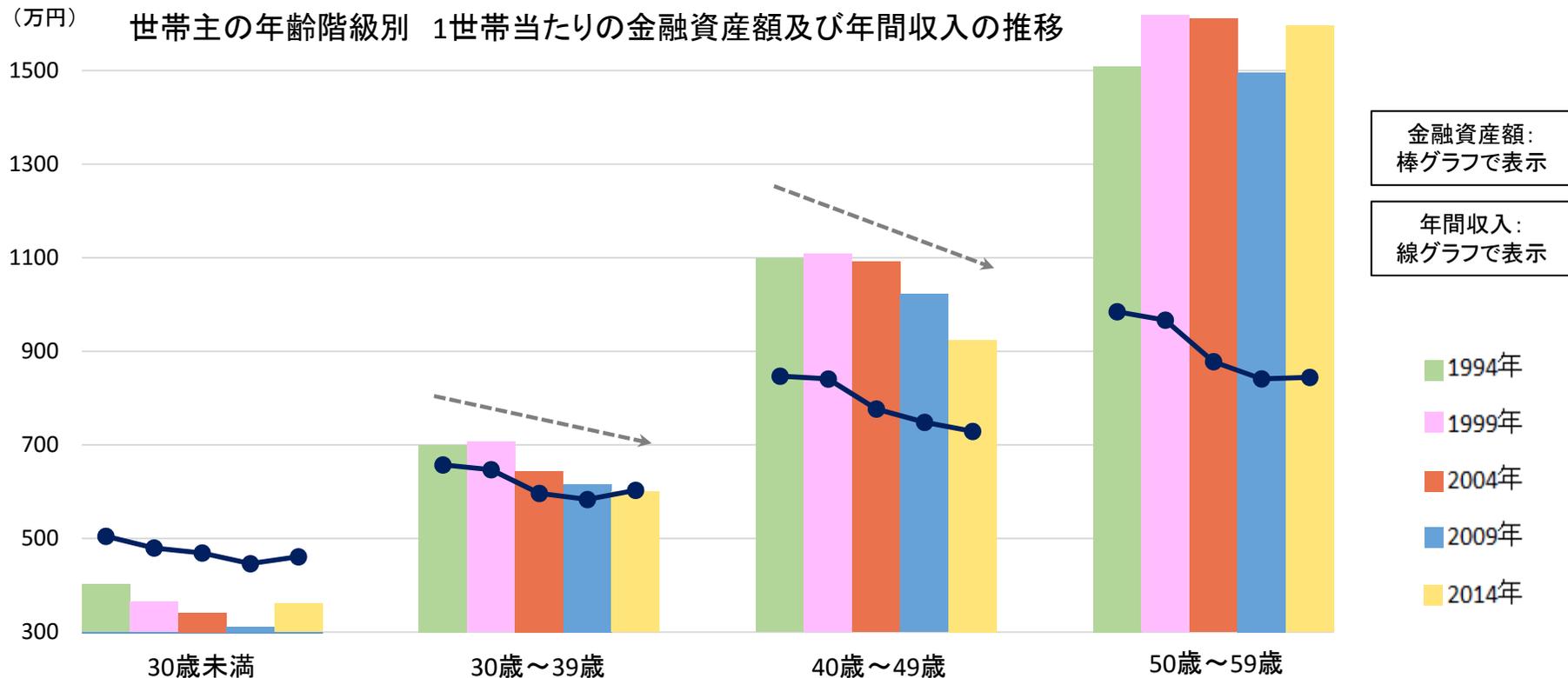
- マクロ経済スライドにより、今後、中長期的な公的年金の給付水準の調整が見込まれている。
- 報酬比例部分に比べて、基礎年金の調整期間が長く、水準低下が大きい。



(出所)厚生労働省 平成26年「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しー平成26年財政検証結果ー」

## 家計貯蓄等の推移

○ 1990年代以降、老後に備える現役世代のうち、50歳代の金融資産額が概ね横ばいである一方、いわゆる子育て世代に相当する30歳代、40歳代の家計において金融資産額、世帯収入がともに減少している。



(出所)総務省「全国消費実態調査」

(注1)世帯は二人以上世帯。

(注2)金融資産額は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計額。

(注3)年間収入は、世帯主以外の世帯員を含む世帯全体の1年間の収入。

### Ⅲ 年金分野の改革

#### 3 長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能（防貧機能）を強化する改革に向けて

##### （1）マクロ経済スライドの見直し

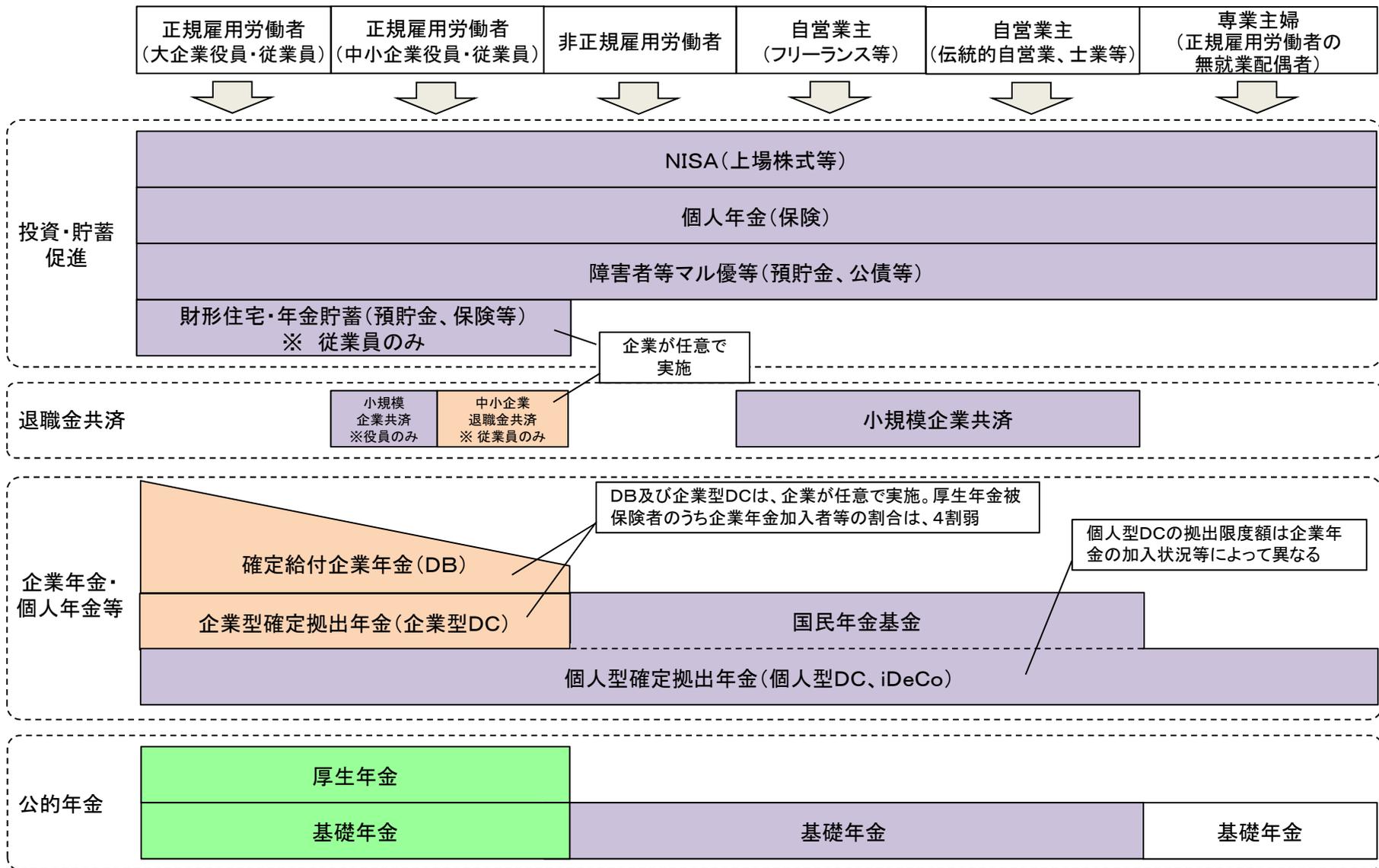
（略）

2009（平成21）年の財政検証においては、約10年間で水準調整が完了する報酬比例部分に比べて、基礎年金の調整期間が約30年と長期間にわたり、水準の調整の度合いも大きくなっている。当国民会議における議論の中では、基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下することへの懸念が示されており、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も含めた検討も併せて行うことが求められる。

## 2. 老後に備える資産形成について

### (2) 諸制度の概観

## 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

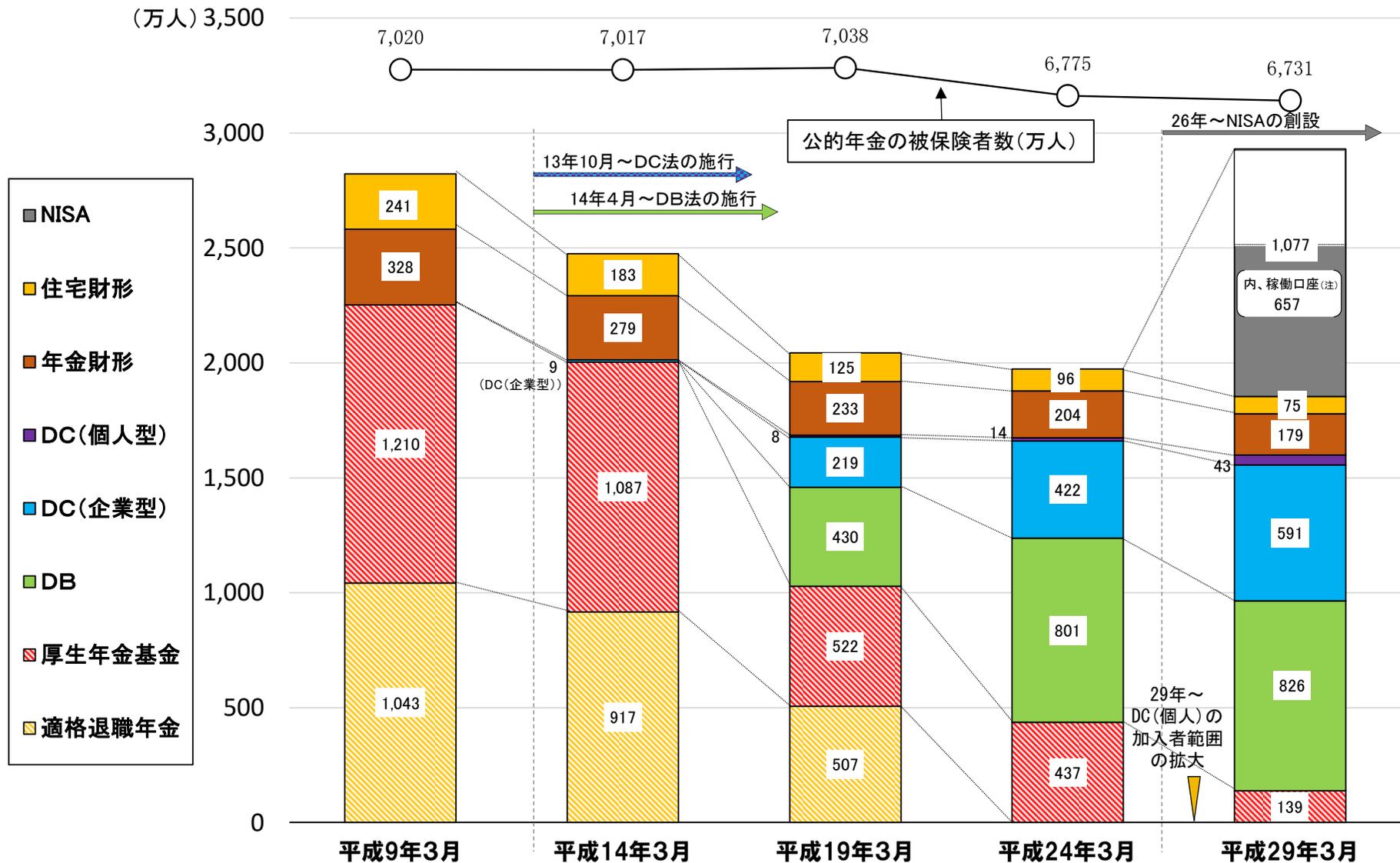
## 主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限	
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時		
私的年金	<b>確定給付企業年金(DB)</b> ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金 算入  <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">E</span>	一部控除 〔生命保険料控除〕	課税停止 (注)  <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">E</span>	【年金払い】 雑所得 (公的年金等控除)  【一時金払い】 退職所得又は一時所得  <span style="border: 1px solid yellow; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">T (t)</span>	なし (中途引出し可)
	<b>確定拠出年金(DC)</b> ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	<b>【企業型DC】</b> 原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) <b>【個人型DC】(iDeCo)</b> 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 〔小規模企業共済等掛金控除〕			支給開始年齢まで払出不可
	<b>厚生年金基金</b> ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半(一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 〔社会保険料控除〕			支給開始年齢まで払出不可
	<b>適格退職年金</b> ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 〔生命保険料控除〕			なし (中途引出し可)
	<b>非課税貯蓄・投資</b>	<b>【一般NISA】</b> 投資限度額: 年120万円(非課税期間5年間) <b>【つみたてNISA】</b> 投資限度額: 年40万円(非課税期間20年間)		(事業主拠出なし)			税引き後所得から拠出  <span style="border: 1px solid pink; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">T</span>
<b>財形住宅(年金)貯蓄</b> ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限		住宅取得・年金支払以外の払出は遡及課税				

(注) 積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から平成32年3月までは課税停止とされている。

(備考) 上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

# 主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の加入者数等の推移



(注) 「NISA口座の利用状況に関する調査結果(金融庁)」による口座開設数(1,077万口座)に、「NISA口座開設・利用状況調査結果(日本証券業協会)」による稼働率(61.0%)を乗じたもの。

(備考) 1 「加入者数等」とは、保険料の拠出や貯蓄・投資を行う者(各年金制度の被保険者又は加入者、財形制度の利用者、NISA制度の口座開設者)の人数をいう。

2 NISA以外の加入者数等は、「厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省)」、「企業年金の受託概況(生命保険協会・信託協会・JA共済連)」、「企業年金白書(ライフデザイン研究所)」及び「財形貯蓄制度の実施状況について(厚生労働省発表)」による。

3 企業に勤める者が加入対象の主な制度の加入者数を記載しており、重複加入もある。また、上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金(約40万人)、公務員等が加入する退職等年金給付(約445万人)などがあることに留意(いずれも加入者数は平成29年3月末の値)。